

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第208号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「保健政策監」を「医務監」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人材育成推進室)